

吹田市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり決定します。

令和8年5月20日

吹田市監査委員 稲田 勲
吹田市監査委員 川西 英之
吹田市監査委員 澤田 直己
吹田市監査委員 井口 直美

吹田市職員措置請求監査結果

第1 結論

令和8年3月25日付けで受理した吹田市職員措置請求について、監査した結果、本件請求には理由がないものと判断し、棄却します。

判断の理由については、「第5 監査の結果」の「3 判断」に記載しています。

第2 請求の受理等

1 請求の内容等

(1) 請求人

(略)

(2) 請求の内容

請求人が求める措置の内容及び理由は、次のとおりです。（請求書の内容のうち、監査の対象とした違法行為の内容等は「第5 監査の結果」に記載し、それ以外の詳細は省略します。）

ア 概要

請求人は、市長が、損害賠償請求訴訟（第一審及び控訴審。以下「本件訴訟」といいます。）に関し本市が支出した賠償金について関係職員に対し求償権を行使するとともに、訴訟費用等について関係職員に対し損害賠償請求権を行使することを求めました。

イ 求償権及び損害賠償請求権の根拠

請求人は、文献及び裁判例を引用して、本市職員の加害行為により本市が賠償金を支払った場合において当該職員に故意又は重大な過失があったときは、国家賠償法第1条第2項の規定により本市は当該職員に対し求償権を有すること、及び本市職員の故意又は過失により本市が当該求償権の対象とならない支出をしたときは、当該支出を損害として、民法第709条の規定により本市は当該職員に対し損害賠償請求権を有することを説明しました。

ウ 求償権及び損害賠償請求権の内容

請求人が行使することを求める求償権及び損害賠償請求権の対象となる本市の支出は、次のとおりです。

- ① 裁判所に支払った金額 訴訟費用（収入印紙代） 計19,500円
- ② 代理人弁護士に支払った金額 着手金、成功報酬、実費 計1,955,890円
- ③ 市長事務部局及び教育委員会事務局の職員に支払った金額 法廷傍聴及び代理人弁護士との打合せ等に要した交通費 計25,190円
- ④ いじめ被害児童等に支払った金額 裁判所に命じられた損害賠償額及び法定利息 計669,484円

エ 求償及び損害賠償請求の対象者

請求人が求める求償権及び損害賠償請求権を行使する対象者は、本件訴訟において違法であると認められた行為を行った教職員（以下「関係教職員」といいます。）です。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、本件監査請求の対象が主に法律に関する専門的見地から検討を要するものであり、かつ、本市監査委員のうちに弁護士等の法律の専門家が含まれていないことを理由に、個別外部監査契約に基づく監査を求めました。

(4) 証拠書類

請求書に添付された証拠書類等は、次のとおりです。いずれも内容は省略します。

ア 証拠説明書

- イ 甲1号証 第一審大阪地方裁判所判決文
 - ウ 甲2号証 訴訟費用（収入印紙購入）に係る支出命令書
 - エ 甲3号証 控訴審大阪高等裁判所判決文
 - オ 甲4号証 最高裁判所決定文
 - カ 甲5号証 損害賠償金に係る支出命令書
 - キ 甲6号証 弁護士費用に係る支出命令書
 - ク 甲7号証 市長事務部局及び教育委員会事務局の職員の出張に係る出張命令・旅行命令票
 - ケ 甲8号証 請求人の代理人弁護士から市長らへの申入書
 - コ 甲9号証 教育委員会から請求人の代理人弁護士への回答書
 - サ 甲10号証 公文書不存在通知書（全国市長会の学校災害賠償補償保険等により填補された費目及び金額がわかる文書）
 - シ 甲11号証 教育委員会から送信されたメール文
 - ス 甲12号証 本件訴訟が報道された新聞記事
- ※ 「証拠説明書」、「甲1号証」等は、本件請求のために請求人が付した名称です。

2 受理の決定

請求人は、本市は求償権及び損害賠償請求権を有するにもかかわらず、市長が違法又は不当にこれらの権利の行使を怠っていると主張し、その行使を求めていることから、本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を備えていると認め、これを受理することとしました。

3 監査委員による監査の実施

請求人は、本件請求の対象が主に法律に関する専門的見地から検討を要するものであるとして個別外部監査契約に基づく監査を求めましたが、本件請求は求償権の行使及び職員の賠償責任に関するものであるところ、監査委員は、地方自治法第243条の2の8第3項の規定により市長から請求があった場合には、職員が故意又は過失若しくは重大な過失により市に損害を与えた事実があるかどうかの監査を行いますので、関係職員の法的責任の判断を必要とする監査は、監査委員の通常の職務であるといえます。

このような監査委員の職務に照らし、個別外部監査契約に基づく監査によることを相当とする特段の事情は認められないと判断し、合議の結果、監査委員による監査を実施することが相当であると決定しました。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

(1) 陳述の実施及び追加の証拠書類等の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年4月23日に請求人2名による請求の趣旨を補足する陳述がなされました。

これに先行する同月16日には、請求人から次の証拠書類等が追加で提出されました。いずれも内容は省略します。

ア 補充書面

イ 証拠説明書

ウ 甲13号証 教育委員会が掲載したホームページ記事（いじめ重大事態に係る損害賠償請求事件の判決に対する控訴について 2024年5月29日提供）

エ 甲14号証 教育委員会が掲載したホームページ記事（いじめ重大事態に係る損害賠償請求訴訟事件の判決に対する上告受理申立について 2024年12月26日提供）

オ 甲15号証の1 録音データ（被害児童の両親と校長等との面談時）

カ 甲15号証の2 反訳文（上記オに係るもの）

※ 「補充書面」、「証拠説明書」、「甲13号証」等は、請求人が付した名称です。

(2) 陳述の内容

陳述の内容のうち、監査の対象とした部分は、「第5 監査の結果」に記載します。（それ以外の詳細は省略します。）

2 関係職員からの事情聴取

(1) 事情聴取の実施及び主張書面の提出

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、教育委員会から令和8年4月20日に主張書面が提出されました。

また、同月27日に所管の学校教育部学校教育室職員から事情聴取を行い、同年5月1日に事情聴取において質問があった事項に対し追加の主張書面が提出されました。

(2) 事情聴取の内容

事情聴取の内容のうち、監査の対象とした部分は、「第5 監査の結果」に記載します。（それ以外の詳細は省略します。）

第4 監査の対象

請求人から提出された請求書及び証拠書類等並びに関係職員からの事情聴取から、次の事項を監査の対象としました。

- 1 本市が賠償金を支払ったことが関係教職員の故意又は重大な過失によるものであるかどうか（本市が関係教職員に対し求償権を有するかどうか）
- 2 本市が訴訟費用（収入印紙代）、弁護士費用及び交通費（以下「訴訟費用等」という。）を支払ったことが関係教職員の不法行為によるものであるかどうか（本市が関係教職員に対し損害賠償請求権を有するかどうか）
- 3 1及び2が認められた場合に、市長が国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償権及び民法第709条の規定に基づく損害賠償請求権を行使する必要があるかどうか

第5 監査の結果

1 求償権及び損害賠償請求権に関する法令等の定め

(1) 求償権

国家賠償法第1条第2項は、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定しています。

故意とは、違法有害な結果を認識していたのにあえてその行為をすることとされ、重大な過失とは、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態とされています（最高裁判所昭和32年7月9日判決）。

ただし、国家賠償法第1条第2項の重大な過失とは、本来の、公務員の個人的な事情に関わるものであるとされており、組織の方針に従った行為は、組織の重大な過失が認められたとしても公務員個人の重大な過失とはなりません。

(2) 損害賠償請求権

民法第709条は故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定しています。

故意とは、違法有害な結果を認識していたのにあえてその行為をすることとされ、過失とは、注意欠如の状態といえますが、その者が違法有害な結果を予見することができず、又は回避することができない場合は、その者に過失はなかったこととなります。

2 認定した事実

請求人から提出された請求書及び証拠書類等並びに関係職員からの事情聴取により認定した判断の前提となる事実は、次のとおりです。

(1) 本件訴訟において違法と認められた行為

本件訴訟においては、次の3つの行為について国家賠償法上違法であると認められました。ただし、請求人が関係教職員に求償し、又は損害賠償請求すべきであると主張しているのは、イ及びウの行為です。

ア 本件小学校の関係教職員が、いじめ被害児童等に対し、アンケートを実施することを伝えず、事前説明を要する事項の説明を行わず、調査を求める事項等につき聴取りをせず、調査方法についての要望も受けないまま、かつ、調査対象者である他の児童及びその保護者に対し、あらかじめ、アンケートによる調査の結果を原告らに提供する場合があることを説明しないまま、アンケートを実施したこと。

イ 本件小学校が、いじめ事案に関する平成30年11月のアンケートの結果を回収した時点で把握していた情報を、いじめ防止対策推進法第28条第2項の規定に違反し、被害児童の母から要望までされたにもかかわらず、その後の合理的な期間内に被害児童等に提供しなかったこと。

ウ 本件小学校が、平成31年2月に改めていじめ被害児童の父が書面で情報の提供を要望した際にも、いじめ事案に関し把握していた情報を提供せず、「分からない」旨の客観的には虚偽といえる回答をし、さらに、平成30年11月のアンケートによって把握していた事実を平成31年3月のアンケートによって初めて把握したと受け取られるような対応をしたこと。

(2) 本市の支出について

本件訴訟において、本市に対し上記3つの違法行為により生じた被害児童の学習権の侵害及び被害児童の両親の精神的苦痛について賠償が命じられ、本市は賠償金及び法定利息として669,484円を支出しました。

また、訴訟費用（収入印紙代）として19,500円、弁護士費用として1,955,890円、市長事務局及び教育委員会事務局の職員が法廷傍聴及び代理人弁護士との打合せの際に要した旅費として25,190円を支出しました。

(3) 本件小学校の対応について

ア 平成30年10月16日に被害児童の父から本件小学校に対し被害児童がいじめにあっていて旨の電話がなされ、翌17日に本件小学校は校長をはじめ主要メンバーが集まって事実関係の共有を行い、この時点でいじめ防止対策委員会が事実上発足しました。

イ 同年11月13日に教育委員会は、被害児童の欠席がいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の重大事態に該当すると認定し、重大事態の調査が開始されました。

ウ 校長が教育委員会事務局を訪問し、学校の方針を被害児童の保護者に正確に伝えるため、被害児童の再登校に対する配慮、再発防止に向けての説明の場を設定するなどの方策を検討していました。

エ 平成30年11月のアンケートは、本件小学校が作成し、教育委員会事務局がその内容をチェックした上で実施されました。また、実施時に、ガイドラインの定めを看過しました。

オ 本件訴訟で違法であると認められた行為は、いずれも本件小学校がいじめ防止対策委員会を開催し、教育委員会事務局やスクールロイヤーの助言を受けながら意思決定を行い、組織として対応したものです。

3 判断

(1) 関係教職員に対する求償について

本件訴訟において違法であると認められた上記3つの行為は、いずれも、いじめ防止対策推進法やいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿わずに行われたものであることが認められます。

これらのうちの2つについて、請求人は、関係教職員の故意による虚偽説明行為及び隠蔽行為であると主張しており、教育委員会は、保護者間の紛争を激化させ、被害児童の復帰をかえって困難にする懸念や、特定の個人を糾弾することよりも環境の正常化を優先した教育的判断に基づくものであると主張しています。

また、当時の本件小学校の対応としては、上記2の「(3) 本件小学校の対応について」に示すとおり、いじめによる不登校が発生した当初からいじめ防止対策委員会が中心となり、教育委員会事務局やスクールロイヤー等の関係者とも密な情報共有や連携を図りながら、個人レベルに依存しない組織的な対応を図っていたことが認められます。

いじめ被害児童の保護者への対応の中で、関係教職員が把握していた情報を提供しないのみならず、要望されている情報についてはすべて分からない旨の、客観的には虚偽といえる回答をしたことについては、学校側に保護者間の紛争激化を阻止する意図などがあつたとしても、コンプライアンスの観点からは正当化できるものではありません。

しかしながら、本件訴訟において当該3つの行為が過失による本市の違法行為であると認められているものの、職員個人の故意又は重大な過失があるとはまでは言及しておらず、本件に係る関係教職員の行為はあくまでも組織としての判断に従って行われたという教育委員会の主張は、上記2の「(3) 本件小学校の対応について」に示す事実からは、否定する事情が見当たりません。

したがって、本市が賠償金を支払う理由となった違法行為は、関係教職員個

人の故意又は重大な過失によるものでなく、本市が関係教職員に対し国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償権を有するとは認められません。

(2) 関係教職員に対する損害賠償請求について

本市の訴訟費用等の支出が関係教職員の故意又は過失による損害であるというためには、当時、関係教職員個人が訴訟費用等の発生を予見でき、かつ、回避できた必要があります。

しかし、関係教職員が訴訟費用等の発生を予見でき、かつ、回避できたと考える合理的な理由が見当たりません。

したがって、本市が訴訟費用等を支出したことは、関係教職員個人の故意又は過失によるものでなく、本市が関係教職員に対し民法第709条の規定に基づく損害賠償請求権を有するとは認められません。

(3) 結論

以上のことから、本市が関係教職員に対し求償権及び損害賠償請求権を有するとは認められないため、本件監査請求には理由がないものと判断し、棄却します。